

第二十六号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月二日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「当該子の同居の親族」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができないもの」に、「定めるものがない職員に限る」を「定める者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、  
「（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」を「同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができないものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（三歳に満たない子の育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第九條の三 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するため  
に請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第九條に規定する勤務  
（以下「時間外勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避  
けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りで  
ない。

2 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の時間外勤  
務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。  
（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の  
時間外勤務の制限）

第九條の四 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該  
子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で  
定める時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避  
けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りで  
ない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合におい  
て、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」  
とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるもの  
とする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又

は要介護者の介護を行う職員の時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第十五条第一項中「及び子の看護のための休暇」を「、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第十六条第一項中「介護休暇」の下に「（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の二に規定する深夜における勤務の制限に係る請求並びに第九条の三及び第九条の四に規定する時間外勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行を踏まえ、育児や介護を行う職員に対する時間外勤務の制限等の規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。